



教育・保育施設等における事故予防について

一般社団法人 神奈川県保育会

副理事長 伊澤昭治

平成 27 年 4 月から実施された「子ども子育て支援新制度」の施行に先立ち、国では子ども子育て会議の中で「特定教育・保育施設等における重大事故の発生再発防止策に関する検討会」が設置され、教育・保育施設等における事故防止および事故発生時の対応のためのガイドラインが平成 28 年 3 月に示されました。ガイドラインには、幼稚園や保育園、認定こども園等での事故防止策や発生時の対応マニュアルなどが示されています。30 日以上通院や意識障害・重大な事故の際には、行政への報告義務が課せられ、県および市町村においてはその事故検証が義務付けられました。毎年の事故報告には、骨折など長期通院事例から意識障害、死亡事故の報告も残念ながらあります。死亡事故に関しては、SIDS のような原因が特定できない報告から、気管への食物や異物による誤嚥・誤飲事故やプールでの溺水事故と重大な事故も報告されています。

保育現場での対応策としては、日ごろの健康管理に加え、お昼寝中の睡眠チェックやプール時の監視員の配置、食事の際の声かけや見守りなども行い、もしもの時の救命救急処置研修など全ての職員が対応できるよう万全を期しています。このような体制を取っていても残念な事に重大事故を 100% 防止できていない難しい状況があります。

発生してしまった重大事故については、専門委員による検証委員会で検証され、再発防止策が検討されています。人為的なミスや環境面の不備など、起こるべくして起きてしまったと思える事案から、集団生活から防ぎきれなかったと判断せざるを得ない事案も見受けられます。子どもの特性を知り、子ども自身の危機管理能力も高め、保育者自身が過去の事件事例に学ぶことが最も効果的と考えます。自園のみならず他市・他県での発生事例を自園の事として振り返り、防止策に取り組むことが効果的と考えます。

保育関係者には、ぜひ事故情報データベースを活用しての事例検討と自園の安全対策に活用をしていただきたいと思います。

内閣府 特定教育・保育施設における事故情報データベース

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>

